

自転車通学に関する規程

1 自転車通学規程

◆許可区域

- ① 西藤町森実・上組・虹ヶ丘・割石・大町地区
- ② 高須町西新涯地区の一部(地図参照)
- ③ 高須町東新涯地区の一部(地図参照)
- ④ 高須町太田地区の一部(地図参照)
- ⑤ その他、健康上の理由などで特別な配慮のいる生徒

②高須町西新涯地区の一部



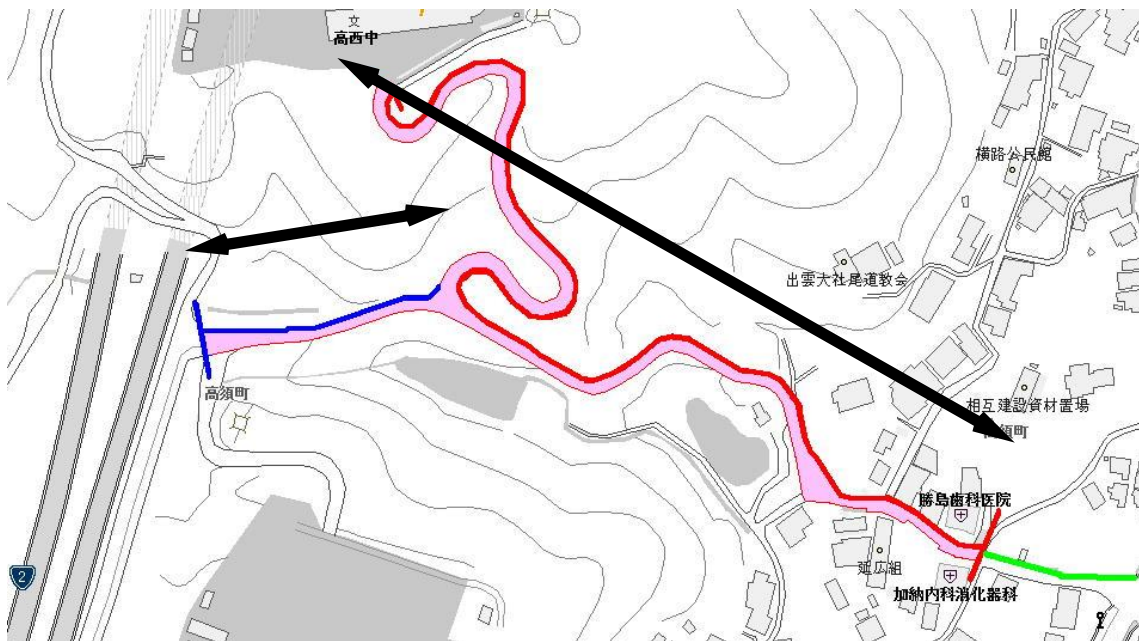
③高須町東新涯地区の一部



◆自転車通学者が守ること

- ①自転車は、高西中学校の指定された自転車置き場に置くこと。
- ②決められた通学路を通ること。
- ③雨天時は、カッパやレインコートを着用すること。(傘を差しての運転は不可)
- ④学校で登録・発行した鑑札(許可証)の貼ってある決められた自転車であること。
鑑札(許可証)が紛失・破損等で識別できない場合や自転車自体へ購入し変更した場合は、新たに150円を添えて再発行の手続きをする。
鑑札(許可証)の色別
令和5年度入学生【黄】3年生
令和6年度入学生【青】2年生
令和7年度入学生【青】1年生
- ⑤学校への坂道とバイパス側道(西藤)への坂道は、自転車に乗らない。(地図参照)

自転車に乗ってはいけない区間(高須小への坂道・加納内科・高西中学校校門の間)



自転車に乗ってはいけない区間

藤井川沿いの道路から側道までの坂道



- ⑥交通ルールを守る。(守られなければ危険行為とみなす。)

- ⑦安全整備・点検を怠らない。(学期に1～2回自転車点検をし、改善できなければ危険行為と同等とみなす。)
- ⑧ヘルメットを着用する。(あごひもをしっかりと締めていなければ事故時に脱げ重大な障害を受けることになる。あごひもを締めてない場合、未着用と見なす。)
- ⑨自転車保険に必ず加入する(広島県自転車条例「自転車保険加入の義務化」による)。
- ⑩規定を守られなければ、保護者と連絡を取り、改善されない場合は、自転車通学許可を取り消すこともある。

◆自転車通学者のヘルメット着用について

- ①学校規程のヘルメットを購入する。【3,100 円】
- ②頭に合ったサイズを選ぶ。

・購入時に選ぶ

サイズ	頭囲(cm)
M	54～60
L	60～62

・サイズ調節機能により調節する。



- ③ヘルメットは、まっすぐに深くかぶる。後や横に傾けない。
- ④あごひもはしっかり締める。
- ⑤ヘルメットを落としたり、一度でも大きな衝撃を加えたりすると、性能が低下するため丁寧に扱う。
- ⑥自転車通学許可生徒は、ヘルメットの正面に校章のシールと後方に名前のシールを貼り、前後2枚のシールにより許可生徒であることを確認する。

札→



鑑



- ⑦ヘルメットの取扱説明書をよく読み理解し使用する。

◆自転車通学許可自転車の確認

自転車通学許可自転車は、鑑札(許可証)により確認する。

◆自転車通学生徒へのヘルメット着用の指導

ヘルメットの未着用とは、

- ・ヘルメットを着用していない。
- ・あごひもをしていない。
- ・あごひもがゆるくすぐ外れる状態になっている。

学校の指定された自転車置き場に置いてからヘルメットを取る。

自転車置き場に駐輪するまで、ヘルメットやあごひもは外さない。

ヘルメットは、自転車かごやフレームにあごひものホルダーで固定しておく。